

# 特定都市河川の指定に向けた 取り組み状況について

---

# 流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

- 流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

**特定都市河川指定** 全国の河川へ指定拡大  
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

**流域水害対策協議会** 計画策定・対策実施  
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

**流域水害対策計画** 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

## 特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

## ■ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

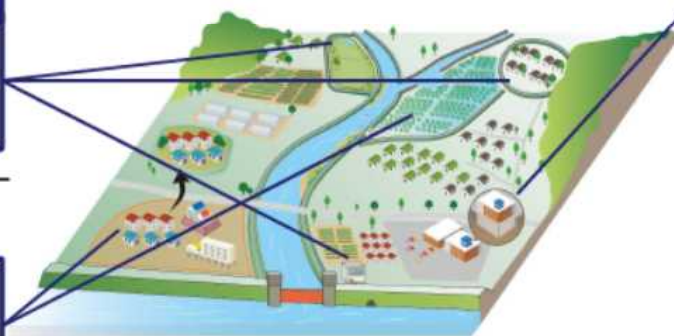
- ・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

## ■ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ①**貯留機能保全区域** (洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)
  - ・指定権者：都道府県知事等
  - ・盛土等の行為の**事前届出を義務化**
  - ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

## ■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模(1,000m<sup>2</sup>※)以上 ※条例で基準強化が可能
- ・雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



## ■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
  - ・対象：民間事業者等が整備する施設
  - ・規模要件：≥30m<sup>3</sup> (条例で0.1-30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)
  - ・支援策：**税制優遇、国庫補助** (補助率1/2)、地方公共団体の**管理協定制**
  - ・**固定資産税の減税**：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減** (参酌標準1/3)
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
  - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

- ②**浸水被害防止区域** (浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)
  - ・指定権者：都道府県知事
  - ・都市計画法上の**原則開発禁止**
  - ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

# 釈迦堂川流域における検討状況

---



# 釈迦堂川流域水害対策検討会の開催状況

## 開催目的・概要

- 釈迦堂川流域では、令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水でたびたび浸水被害が発生。そのため、令和4年3月11日に「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に有識者、国、県、流域7市町村を委員とした「**釈迦堂川流域水害対策検討会**」を設立。釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向け、様々な検討を進めてきた。
- 第1回検討会では、釈迦堂川流域の地形的特性や既往洪水の被害概要、取組中の治水対策について共有を図った。また流域治水の取組を更に加速させるため、特定都市河川指定の必要性を確認した。
- 第2回検討会では、釈迦堂川流域の特定都市河川指定範囲（案）、浸水被害対策の基本方針について説明、雨水浸透阻害行為の許可事務概要について説明を行った。本検討会において、**委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」が得られた。そのうえで、指定のスケジュールを令和5年度中を目標とすることで共有した。**
- 特定都市河川指定に関し、流域自治体からは、特定都市河川の指定は重要な取組であり推進して頂きたいと意見がある一方、丁寧な住民説明会や効果等についてPRを実施し、流域内の住民等に十分な理解を得られるよう配慮して頂きたいとの意見があった。

## 流域水害対策検討会等の開催状況

【開催日時】	【会議】	【検討内容】
令和4年3月11日	第1回 釈迦堂川流域水害対策検討会	・ 釈迦堂川流域水害対策検討会設立 ・ 釈迦堂川流域の概要・特性、取組中の治水対策を共有 ・ 特定都市河川指定の必要性を確認
令和4年3月15日	第4回 阿武隈川上流域治水協議会	・ 検討会の設立について説明
令和5年2月13日	第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会	・ 特定都市河川指定範囲（案）を公表 ・ 雨水浸透阻害行為の許認可事務体制・概要説明（県） ・ 雨水浸透阻害行為の対策効果について説明 <b>委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」を得る</b>
令和5年3月2日	第5回 阿武隈川上流域治水協議会	・ 釈迦堂川特定都市河川指定に向けた進捗説明

## 第2回検討会（WEB会議）の開催状況

- 日時：令和5年2月13日(月)
- 開催時刻：10：00～11：30
- 場所：対面+WEB（須賀川市役所）
- 議事
  - ① 釈迦堂川流域水害対策検討事項
  - ② 雨水浸透阻害行為の許可事務概要等
  - ③ 釈迦堂川浸水被害対策の基本方針
  - ④ 意見交換



## 釈迦堂川流域水害対策検討会 委員

委員長：日本大学 朝岡 良浩 教授  
 委員：福島大学 川越 清樹 教授  
 福島大学 川崎 興太 教授  
 須賀川市・白河市・鏡石町  
 矢吹町・天栄村・西郷村・泉崎村  
 福島県・福島河川国道事務所

## 釈迦堂川流域水害対策検討会の建付

阿武隈川上流流域治水協議会

流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有

釈迦堂川流域水害対策協議会（予定）

流域水害対策計画の策定に関する協議、実施に係る連絡調整

釈迦堂川流域水害対策検討会

釈迦堂川流域において「流域治水」の取組を加速するための検討

釈迦堂川流域では令和元年東日本台風をはじめ、度々甚大な浸水被害が発生している。釈迦堂川は、河道の特性として阿武隈川との合流点付近の河床勾配が緩やかであり、かつ、洪水の特性として阿武隈川と概ね同時刻に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると釈迦堂川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定される。



- 本支川および上下流バランスや沿川の土地利用等を考慮しながら、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- 特定都市河川に指定することにより、これまで以上に対策を加速させることが必要である。



- 阿武隈川本川の洪水時の水位を低下させる対策として、河道掘削や遊水地整備を実施する。
- 釈迦堂川流域において、河道掘削や雨水貯留浸透施設整備等を実施し浸水被害の防止・軽減を図る。また上流域は、山林・田畑等が大部分を占めていることから、自然環境が有する多様な機能を活かした流出抑制や、貯留機能を持つ土地やため池等の保全を実施する
- これらの対策を実施することで、本川水位の影響を受けやすい釈迦堂川における背水の影響を低減するとともに、流域全体で治水安全度の向上が図られる。しかし、一部の氾濫や内水による浸水被害は残ると想定される。



- 立地適正化計画等のまちづくり計画に基づき居住誘導区域内での防災指針を設定するなど、浸水リスクの低い市街地の形成等を目指すことで流域内住民の安全確保を図る。
- 支川や内水を考慮した複合的なハザードマップの作成・周知やマイ避難計画の作成など、実行性のある避難体制の強化を図る。



これらの基本的な考え方にに基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる



○流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地域特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御させる対策をそれぞれ実施し、効果的に組み合わせる。

- ◆河道掘削、浚渫
- ◆堤防整備
- ◆雨水貯留施設の整備、
- ◆田んぼダム整備
- ◆ため池の治水活用



河道掘削(釈迦堂川(福島県))

農業用ため池の治水整備(白河市)

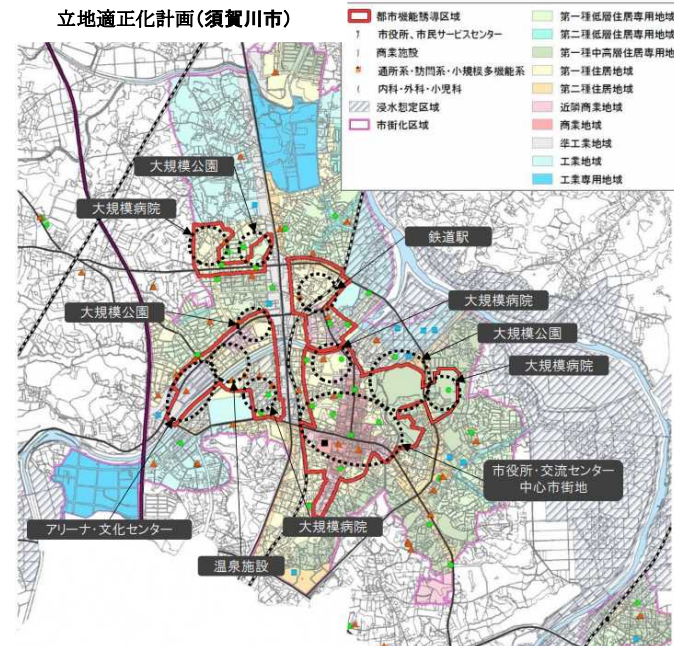


田んぼダム整備(須賀川市)

## 被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内での防災指針を設定し浸水リスクの低い市街地の形成を目指す。

- ◆立地適正化計画における居住誘導区域内での防災指針の策定(須賀川市)
- ◆浸水想定区域図



## 被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害の最小化を図る。

- ◆ハザードマップの周知や出前講座、情報発信による住民の水害リスクに対する理解促進
- ◆洪水対策資材の提供や、マイ避難計画の普及啓発等による避難実行性の確保

土のうステーションの設置(矢吹町)



東日本台風により浸水被害のあった区域内に、浸水想定深標示看板・実績浸水深標示看板を設置(鏡石町)



想定浸水深看板



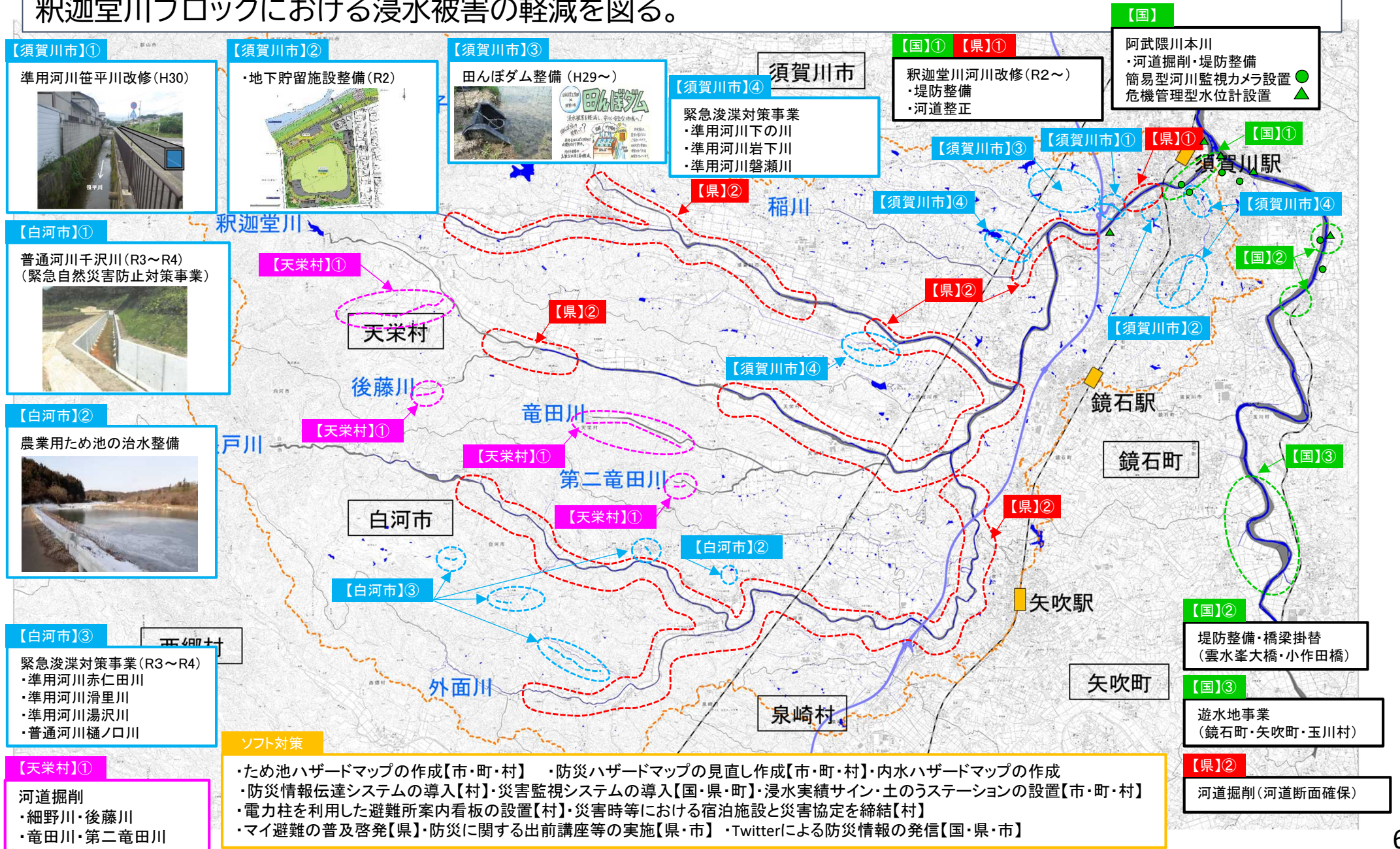
実績浸水深看板



# 釈迦堂川ブロック 流域治水対策取組位置図

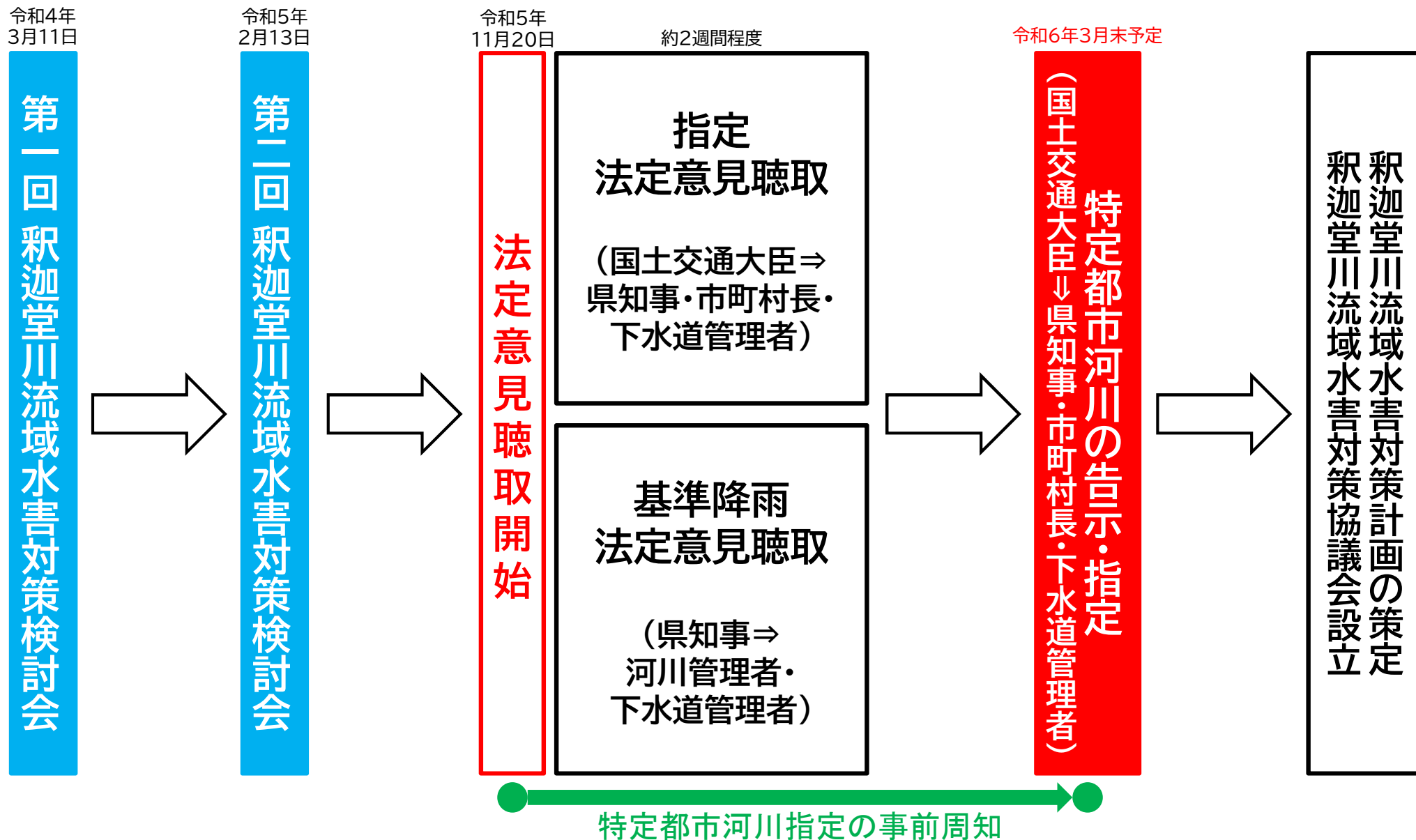
令和5年2月13日  
第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会

阿武隈川本川や支川の改修を進めるとともに、災害リスクを考慮したまちづくりにより、釈迦堂川ブロックにおける浸水被害の軽減を図る。



# 釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた流れ

- 釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた手続きとして、下記の手順で進めて行く。
- 地元住民・企業等に向けて、十分な期間を設けて事前周知を図る。





# 【参考】県管理河川における検討状況

(福島県:逢瀬川・谷田川、宮城県:尾袋川・小田川)

---



- 逢瀬川流域及び谷田川流域では、「流域治水」の取組をさらに加速させることを目的に、令和4年10月に逢瀬川流域水害対策検討会及び谷田川流域水害対策検討会を設立し、特定都市河川浸水被害対策法の制度活用を視野に、浸水被害対策の検討を進めてきました。
- 合同で開催した第3回検討会では、逢瀬川流域及び谷田川流域の氾濫解析結果について共有を図り、両流域における浸水被害対策の基本方針をとりまとめました。

**基本方針**：両流域の浸水被害対策をさらに推進するために、以下の取組が必要。

- ① 現在、各計画に基づき実施している河川、下水道のハード対策については、整備計画規模の降雨に対して、氾濫の発生を防止するとともに、それを超える降雨に対しても被害を軽減する効果があるため、整備の加速化を図り、着実に取組を進めていく。
- ② 河川、下水道の管理者、流域自治体に加え、民間事業者や流域住民、農業関係者など流域の関係者全員が目標を共有し、それぞれができる流域対策を進めていく。
- ③ 浸水リスクを踏まえた土地利用の検討を進めるなど「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す。
- ④ 気候変動に伴う降雨量の増大及び現計画におけるハード整備後も残余する浸水リスクについては、被害軽減に係る各種ソフト対策の強化に加え、浸水被害軽減に向けた具体的な対策メニューの検討を進めていく。

これらを効果的、計画的に実行していくため、特定都市河川浸水被害対策法を活用し、法定計画に基づき、浸水被害対策を進めていく。

- また、令和5年度内の特定都市河川の指定の告示を目指すことを共有しました。

## 第3回検討会 開催概要

- ◆ 開催日：令和5年8月31日（木）
- ◆ 場所：郡山市総合福祉センター＋WEB
- ◆ 出席者（委員）
  - ・学識経験者
  - ・国、県、流域市村（郡山市、須賀川市、平田村）  
（※河川、下水道、都市計画、農林関係担当者が出席）
- ◆ 議事：①氾濫解析結果について  
②浸水被害対策の基本方針について



第3回検討会 開催状況

## 基本方針に係る意見等

### 【福島県】

- ・河川整備計画に基づく治水対策を引き続き進めるとともに、早期の完了に向けて着実に取り組んでいきたい。
- ・浸水被害の軽減に向けて、農業者やため池等の施設管理者の方々との連携を強めていきたい。

### 【郡山市】

- ・気候変動を考慮した想定においては、特定都市河川浸水被害対策法の活用による流域全体での対策及び関係者の連携強化が必要と考える。
- ・指定にあたっては、土地利用者の流域治水への関心と理解が不可欠であるため、十分な期間を設け、幅広い周知・広報をしていかなければならない。

### 【須賀川市】

- ・谷田川流域において、今回示された基本方針に沿って協力していきたい。

### 【平田村】

- ・ハード・ソフトの対策が進めば被害が減少するため、積極的に進めていただければと考える。

### 【福島河川国道事務所】

- ・基本方針に則り、引き続き、国、県、流域市村など流域の関係者で協力・連携しながら、流域治水を進めていきたいと考えている。

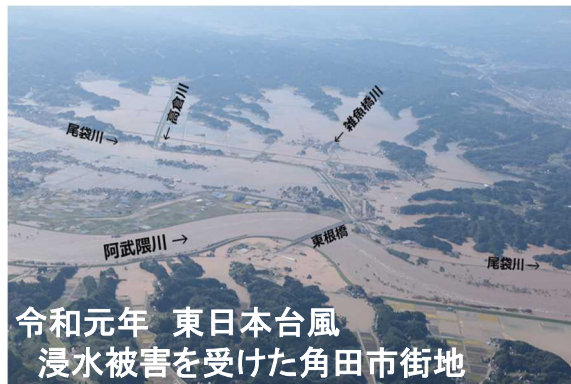
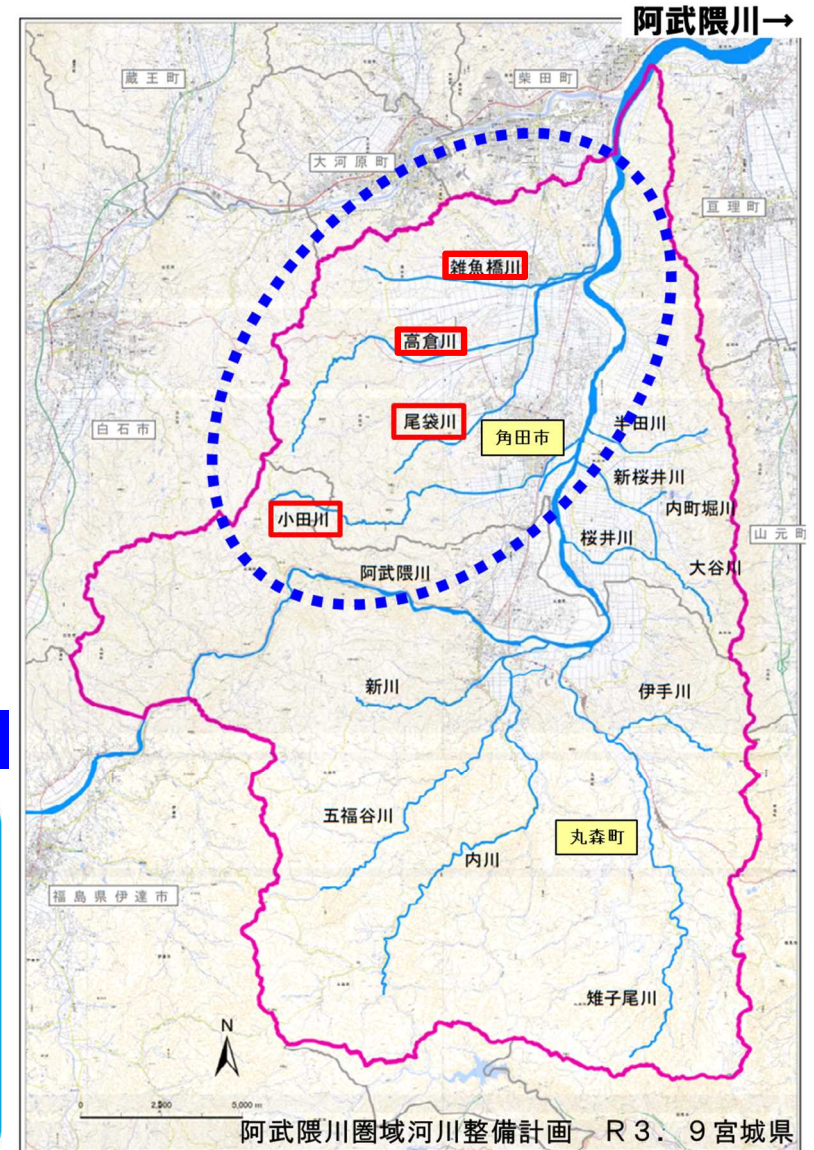


# 尾袋川・小田川流域の検討状況

- 宮城県南部に位置する阿武隈川支川尾袋川・小田川においては、河川管理者である宮城県が「流域治水プロジェクト」の実効性を高める取組のひとつの柱として、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年度の「特定都市河川」の指定に向けた検討を進めている。
- 「特定都市河川」指定後には、総合的な浸水被害対策を推進するために、河川管理者、下水道管理者及び首長が共同して「流域水害対策計画」を策定する。

## 「特定都市河川」指定及び流域水害対策計画策定に関するロードマップ

水系	代表河川	指定河川数	実施主体	R5	R6	R7	R8	R9~	
阿武隈川水系	尾袋川	3河川	宮城県 角田市 白石市 大河原町 柴田町 丸森町	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施		
阿武隈川水系	小田川	1河川	宮城県 角田市 白石市 丸森町	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施		



## 流域水害対策計画の関係者と役割イメージ

